



八 監 第 1 7 8 号

令 和 8 年 8 月 1 8 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 霞 晴 久

八千代市監査委員 立 川 清 英

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第5項の規定による工事監査を行ったので、次のとおり公表します。

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による工事監査

2 監査の対象

道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション拡張等（建築・電気設備・機械設備）工事

3 工事の概要

- (1) 工事場所 八千代市米本 4 9 0 5 番地 1 外
- (2) 構造等 既存棟：R C 造，レストラン棟：木造，屋根棟：S 造
- (3) 面積 建築面積：2, 5 2 2. 1 5 m²（既存棟 1, 794. 09 m²，
レストラン棟 290. 99 m²，屋根棟 140. 92 m² 他）
延床面積：2, 1 7 1. 3 0 m²（既存棟 1, 605. 04 m²，
レストラン棟 270. 11 m² 他）

(4) 契約

ア 建築工事

入札方式 一般競争入札後の不落随意契約
受注者 周郷建設株式会社
契約年月日 令和 7 年 9 月 2 9 日
工期 令和 7 年 9 月 3 0 日～令和 8 年 1 2 月 2 8 日
契約金額 1, 2 4 3, 0 0 0, 0 0 0 円（税込み）

イ 電気設備工事

入札方式 一般競争入札
受注者 福井電機株式会社
契約年月日 令和 7 年 9 月 2 9 日
工期 令和 7 年 9 月 3 0 日～令和 8 年 1 2 月 2 8 日
契約金額 3 5 4, 7 5 0, 0 0 0 円（税込み）

ウ 機械設備工事

入札方式	一般競争入札
受注者	有限会社八千代リビング設備
契約年月日	令和7年9月29日
工期	令和7年9月30日～令和8年12月28日
契約金額	459,800,000円（税込み）

4 監査の着眼点

対象工事に係る計画、設計、積算、契約、施工、監理等が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、書類審査、関係職員の説明及び現地調査などの監査手続を通じて検証を行った。

また、協同組合総合技術士連合と工事監査技術調査業務委託契約を締結し、技術士による書類審査及び現地調査も併せて実施した。

6 監査の期間

令和8年4月21日から令和8年8月7日まで

第2 監査の結果

技術士による書類審査及び現地調査の結果、監査対象工事に係る計画、設計、積算、契約、施工、監理等はおおむね適切であるとの評価であった。当職においても監査対象工事はおおむね適切に執行されていると判断した。なお、協同組合総合技術士連合から以下のとおり提言がなされたので、今後の参考とされたい。

工事監査技術調査報告書（概要）

- 1 近接道路の利用者に対しても、工事内容が分かるシステムも有効と思われる。これは近接道路が生活道路と説明を受け、多くの市民に工事と施設の有効性を理解してもらうためである。
- 2 新技術の導入において、採用の効果を市民に知らせていただきたい。電気とガスの併用した空調の特徴、その中には災害（例えば停電）時の継続的な運転も含まれる。単に、古いから改修したではなく、「アップグレード、アップサイクル」を伝えていただきたい。
- 3 杭基礎に関して比較検討書を確認した。採用した「アルファフォースパイルⅡ工法（回転杭工法）」以外の工法に関する記載情報が不十分である。比較検討項目は最も重要な項目のみでいいので、比較表を完成していただきたい。当該工事の場合、施工性が最も重要と考えられ、「アルファフォースパイルⅡ工法（回転杭工法）」が「施工スペースが限られている為、小型重機で施工可能な利点がある。」に他の工法の問題点を記述することで、採用の経緯が理解できる。
- 4 施工計画書に定性的な表現になっている箇所が散見され、可能な限り、定量的あるいは具体的な記述が望まれる。例えば、塗装工の箇所には、「本工事施工においては、換気養生等を十分に…」と記述されている。「充分」は定性的であり、「送風機を設置し…」や「工業用換気扇を設置し…」など具体的な方法を記述することを勧める。

鉄骨工事では、「(6) けがき寸法は、製作中に生ずる収縮・変形及び仕上げ代を考慮した値とする。」と記述されている。「考慮した値」を示している箇所を記載すべきである。施工計画書は規格であり誰がやっても同じ結果になることが重要である。
- 5 施工手順は明瞭に記述されているがどこからどこに施工を進めるかの記載がない。そもそもが、施工計画書に施工箇所を示す図面がない。施工計画書は標準工事を規定するものではなく、当該工事特有の計画を記述するものである。施工計画書で完結できるよう、施工箇所の掲載が望ましい。できれば、施工箇所の順序が分かるようにすることが望ましい。

- 6 工事打合簿における施工承諾は確実に行われていることを確認した。しかし、図面や計算書の添付がなく、第三者への共有や引継ぎにおいて内容の理解が困難である。今後、竣工図に全て反映されない場合、将来的に「図面と現場の齟齬」が発生する恐れがある。別途提出されているであろう関連図面等の参照先（文書番号など）を工事打合簿に明示することを勧める。
- 7 資材置き場に、品名、管理者、期間等の表示が望まれる。特に、液体の場合は、危険物、発火性などを明記していただきたい。
- 8 施工箇所の場所の名称や、位置が確認できる表示を、現場各所に掲示することを推奨する。また、出入口の名称掲示も有効である。これは、新規入所者や緊急時対応を含め現場に慣れていない人に、何処にいるかを明確にするためである。
- 9 施工打ち合わせ時に完成予想図で、その部位の完成イメージを示すことを勧める。特に、掘削や基礎工事では完成時にどのようなになるかは想像できない。全ての工事は完成時の構造物を目指しており、共通の認識を持つことが重要である。